

松山市生活道路整備事業実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、市が生活道路整備事業を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活道路 地域住民が利用する道路で、道路構造令の規定により第3種第5級または第4種4級に区分される道路をいう。
- (2) 生活道路整備事業 地域の良好な生活環境を確保するため、地域住民の同意に基づき市が実施する道路整備事業をいう。
- (3) 申請者 生活道路整備事業の実施を希望する地域の町内会等の代表者をいう。
- (4) 要望区間 申請者が、生活道路整備事業の実施を希望する区間をいう。
- (5) 道路幅員 現況道路の車両が通行することができる幅員をいう。
- (6) 公道 私道以外の一般交通の用に供する道路をいう。
- (7) 計画区間 生活道路整備事業を実施する区間をいう。
- (8) 計画幅員 生活道路整備事業の実施に際し、計画する道路の幅員をいう。

(整備の区分)

第3条 生活道路整備事業における整備の区分は、全線改良、部分改良、その他の整備とする。

第2章 生活道路整備事業の実施

第1節 生活道路整備事業の流れ

(道路整備の相談)

第4条 申請者は、松山市生活道路整備事業調査依頼書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 要望区間を明示する位置図
- (2) その他市長が必要と認める書類

(現地調査等)

第5条 市長は、前条の調査依頼書が提出されたときは、遅延なく下記の項目について、要望区間の現地調査を行うとともに、沿線の地権者を調査しなければならない。

- (1) 地域性(要望区間が複数の区域となる場合は、点数が大きい方を採用する)
- (2) 道路幅員(要望区間の最小の幅員とする)
- (3) 車両の交通量(通勤時を除く時間帯の交通量とする)
- (4) 通学路指定(小学校が指定する通学路を対象とする)
- (5) 沿道の土地利用(要望区間の沿道とし、片側が河川等により宅地化出来ない場合は、片側のみで算定する)

(評価及び道路整備計画(案))

第6条 市長は、前条の現地調査を行い、松山市生活道路整備事業評価表(以下「評価表」という。)に基づき要望区間の重要度の評価をしなければならない。

2 市長は、評価表の合計点が25点以上となる場合、第2節に規定する全線改良による道路整備計画(案)を作成しなければならない。

3 市長は、評価表の合計点が25点未満となる場合、第3節に規定する部分改良による道路整備計画(案)を作成しなければならない。

4 市長は、申請者が第3節に規定する部分改良による整備を要望する場合は、評価表の合計点に係わらず、部分改良による道路整備計画(案)を作成しなければならない。

(評価結果の報告)

第7条 市長は、前条の評価結果を松山市生活道路整備事業調査報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、申請者に報告しなければならない。

- (1) 要望区間を明示する位置図
- (2) 道路整備計画(案)
- (3) 沿線の地権者の調査結果

(要望書)

第8条 申請者は、前条の道路整備計画(案)を沿線の地権者に周知してその同意が得られた場合は、松山市生活道路整備事業要望書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することができるものとする。

- (1) 要望区間を明示する位置図
- (2) 地域の町内会等の役員名簿
- (3) 沿線の地権者全員の同意書
- (4) 道路整備計画(案)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事業の取り下げ)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生活道路整備事業を実施しないことができるものとし、松山市生活道路整備事業取下書(様式第4号)を申請者から受理するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により要望をしたとき。
- (2) その他市長が認めるとき。

第2節 全線改良

(起終点)

第10条 全線改良の計画区間の起終点は次のとおりとする。

- (1) 計画区間の起点及び終点とも、道路幅員4m以上の公道に接続していること。ただし、都市計画区域外の市道、計画区間の途中に公共施設(集会所、公民館等)や踏切道がある場合、起点または終点の片方が公道に接続していない場合はこの限りではない。
- (2) 計画区間には、支障となる建築物の移転または除却の補償を伴うものがないこと。た

だし、屋根の一部の切取改造のみを行う場合や住居以外の簡易な構造の建築物で容易にその解体撤去をすることが可能な場合で、当該建築物の所有者の了承が得られるときは、この限りではない。

(整備基準)

第11条 全線改良による整備基準は次のとおりとする。

- (1) 計画区間の全区間が市道であること。
- (2) 道路幅員が4 m未満の場合は、道路構造令に準拠し、計画幅員が4 m以上である整備が行えること。ただし、都市計画区域外の市道はこの限りではない。
- (3) 道路幅員が4 m以上の場合は、道路構造令に準拠し、計画幅員が5 m以上である整備が行えること。なお、道路幅員が5 m以上の場合は、整備を行わないこととする。

第3節 部分改良

(部分改良)

第12条 部分改良の整備手法は、交差点改良、曲線部改良及び待避所設置とする。

- 2 計画区間には、支障となる建築物の移転または除却の補償を伴うものがないこと。ただし、屋根の一部の切取改造のみを行う場合や住居以外の簡易な構造の建築物で容易にその解体撤去をすることが可能な場合で、当該建築物の所有者の了承が得られるときは、この限りではない。

(交差点改良)

第13条 交差点改良による整備基準は次のとおりとする。

- (1) 市道と市道の交差点または市道と公道の交差点であること。
- (2) 斜長が3 m以上または曲線半径が6 mの隅切り、若しくは、付加車線の設置により整備すること。

(曲線部改良)

第14条 曲線部改良による整備基準は次のとおりとする。

- (1) 市道であること。
- (2) 道路中心線の曲線半径は15 m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない箇所については、この限りではない。
- (3) 整備により視認性が確保されること。

(待避所設置)

第15条 待避所設置による整備基準は次のとおりとする。

- (1) 市道であること。
- (2) 待避所相互間の距離は、300 m以内とすること。
- (3) 待避所相互間における道路の大部分がいずれの待避所からも見通すことができること。
- (4) 待避所の長さは10 m以上20 m以下とし、その区間の計画幅員は5 m以上とすること。

第4節 その他の整備

(その他の整備)

第16条 その他の整備の整備手法は、歩道設置等とする。

2 計画区間には、支障となる建築物の移転または除却の補償を伴うものがないこと。ただし、屋根の一部の切取改造のみを行う場合や住居以外の簡易な構造の建築物で容易にその解体撤去をすることが可能な場合で、当該建築物の所有者の了承が得られるときは、この限りではない。

第3章 雑則

(適用除外)

第17条 この要領は、次に掲げるものについては、適用しない。

(1) 都市計画道路の整備

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を受けて開発される区域内的の道路の整備，改良等

(3) 市道の維持管理に係る道路構造物及び舗装の補修，修繕等

(4) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に認めるもの

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか，事業の実施に必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は，令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際，既に要望書を受理している路線の生活道路整備事業の実施については，この要領を踏まえて申請者と再度協議し，費用対効果のある整備に努めるものとする。

附 則

1 この要領は，令和4年4月1日から施行する。